



4月19日廃食用油再生燃料(BDF)車始動

## 小さな一歩から



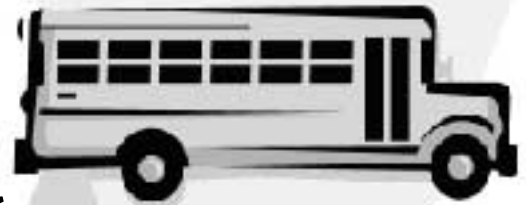
主な内容

循環型社会の構築へ向けて…………… 2	佐渡市環境フェア…………… 12
介護保険制度が改正されました…… 4~5	市長とのミニ対話集会を開催します…14
地域審議会委員を募集します……………9	市長随想 No.1……………29
	など

# 循環型社会の構築へ向けての取組みの第一歩がスタートしました。

市では、学校給食センターなどの公共施設から排出される、使用済みてんぷら油を軽油の代替燃料( BDF )としてリサイクルし、保育園バスなどの公用車に使用する取組みを始めました。

この取組みは今後、佐渡市が目指す「循環型社会」構築へ向けての第一歩となります。



使用済み「てんぷら油」はゴミではありません。  
軽油の代替燃料( BDF )として利用できる  
大切な資源になります。



**B D F**

( バイオ・ディーゼル・フューエル )とは？

食用廃油に化学処理を施し、メチルエステルを主成分とする液体燃料で、軽油代替燃料として利用可能な非化石燃料です。  
( 危険物分類:第四類第三石油類 )

てんぷら油を  
軽油の代替燃料として  
利用すると？



- 下水管や川の水を汚しません。
- 排気ガスによる大気汚染や人体への影響を軽減します。
- 地球温暖化防止に貢献できます。
- 小児喘息・アトピーや酸性雨の原因である硫黄酸化物が出ません。
- 廃棄物の量が減らせます。
- 再利用することで循環型社会の実現に貢献できます。

廃食油再生燃料化作業場  
( 佐和田支所敷地内 )



## 廃食油再生燃料車出発式が行なわれました

4月19日( 水 )に、使用済みてんぷら油の再生燃料を使用した公用車の出発式が佐和田支所で行なわれました。第1号車は佐和田地区の園児バスで、市長がBDFを給油し、園児2人とテープカット。園児35人を乗せて香ばしいにおいを発しながら出発しました。



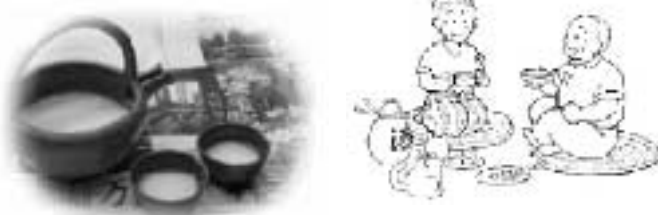
# どぶろく 「佐渡トキめき濁酒特区」が認定されました

このたび、佐渡市として初めての構造改革特別区域「佐渡トキめき濁酒特区」が認定されました。

これは、特別区域内で特定農業者( 1 )が自己の酒類製造所で、自ら生産した米で「濁酒」を製造する場合に限り、酒税法上の要件の一部( 2 )が適用しないこととなるものです。

これにより、農家民宿等経営者が自作の「濁酒」を観光客やトキの野生復帰に向けた取組みを行なっている、島内外の

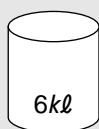
ボランティアに提供することで、農山村部と都市との交流を促進されることが期待されます。



1 特区内において、「農業」と農家民宿や農園レストランなど「酒類を自己の営業場において飲用に供する業」を併せて営んでいる者。(個人か法人を問いません。)

2《自家製の酒類の製造免許》

(従来)



雑酒の製造免許を取得するためには、年間6キロリットル以上の生産が必要

(特区認定後)



年間6キロリットル以上生産しなくても、酒類の製造免許が取得可能

## 防災体制の強化を図っています。

### 防災備蓄倉庫の整備

市では、大規模災害の発生に備え新たに市内3か所に防災倉庫を建築し、食糧並びに生活必需品などの備蓄をしました。

防災倉庫は、市内を4ブロック(消防署単位)に分けて、両津、相川、南佐渡地区に整備し、倉庫の場所ならびに備蓄品は別表のとおりです。

なお、今後も物資の備蓄を図っていきます。



場 所	備 蓄 物 資		
	食 糧	生活物資	そ の 他
梅津2314-3 (学校給食センター奥)	●アルファ化米 200食(お湯か水でもどすご飯) ●サバイバルフーズ600食(クラッカー、シチュー等の缶詰)	●毛布 300枚	●救助工具セット3個(バール、つるはし、スコップ、ハンマー他) ●アルミ製折りたたみ式リヤカー1台 ●下水道マンホールトイレ3(洋式便座1)
相川下戸村538 (相川中学校敷地内)		●毛布 790枚 ●カーペット 356枚	
羽茂本郷203-7 (南佐渡消防署敷地内)			
本庁倉庫	●アルファ化米他 722食 ●サバイバルフーズ 1,800食	●毛布 210枚	●トイレ 2
両津倉庫 (おんでこドーム)	●サバイバルフーズ 900食		

各施設での備蓄数量です。



# 介護保険制度が

# 改正されました

平成18年4月から新しく  
介護予防サービスがスタートしました

高齢者の方々が、なるべく要支援・要介護状態にならないように、また、介護の状態が重くならないよう、「介護予防」を中心としたサービスを行うことにより、「自立支援」を目指します。

## 新予防給付を実施します

要支援と認定された方に今まで受けていたサービスに介護予防の視点を入れた新予防給付として提供します。  
新予防給付は、4月以降に要支援1・要支援2の認定を受けた方から順次始まります。介護の区分は表1のようになり変わります。

## 地域支援事業が始まりました

要介護認定で自立となった方や、市の基本健診などで介護や支援が必要となるおそれのある方への支援や介護予防の取り組みを地域に広げるなどの「介護予防事業」(表2)があります。

また、介護や支援が必要となるおそれがある方は、圏域の地域包括支

援センター(表3)で本人の状況にあわせてサービス計画を作成し、計画に基づいた通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業のサービスが利用できます。

表1:要介護認定の区分が変わります

《今まで》	《平成18年4月から》
要介護 5	要介護 5
要介護 4	要介護 4
要介護 3	要介護 3
要介護 2	要介護 2
要介護 1	要介護 1
	要支援 2
要支援	要支援 1

問い合わせ

市役所 高齢福祉課介護支援係

☎ 63 3790

表2

事業名	事業内容
通所型介護予防事業	転倒予防や筋力を衰えさせないための教室、栄養状態を良くするための教室、口の中の手入れや飲み込みを良くするための教室、認知症・閉じこもり予防啓発のための教室を実施します。
訪問型介護予防事業	認知症や閉じこもりなどの予防のために市の保健師が訪問します。
介護予防普及啓発事業	運動の場、さまざまな人の交流の場、支えあいの場、ボランティア活躍の場として身近な会場で介護予防教室を開催します。また、プールを使用した運動教室、リハビリ教室、認知症予防の講演会等を開催します。
地域介護予防活動支援事業	介護予防のためのサポーター養成教室を実施します。
家族介護教室	介護者の交流や学び、相談の場として介護者教室を開催します。

表3

	担当地区	設置場所	連絡先
佐渡東地域包括支援センター	両津・新穂	佐渡市春日1150番地20 (総合福祉センター しゃくなげ内)	23-5515
佐渡西地域包括支援センター	相川・佐和田	佐渡市中原202番地1 (福祉センター 喜楽荘内)	57-8152
佐渡中地域包括支援センター	金井・畑野・真野	佐渡市栗野江1837番地 (高齢者生活福祉センター やわらぎの里内)	66-4600
佐渡南地域包括支援センター	小木・羽茂・赤泊	佐渡市羽茂本郷30番地 (老人福祉センター おもと内)	88-3844



# 平成18年度からの

## 介護保険料が変わりました

介護保険料の見直しが行われ、平成18年度から20年度までの介護保険料が改定されました。介護保険料の改定は、今までの介護給付実績をもとに、平成18年度から20年度までの3年間に市民の方が利用する介護給付費を推計し、保険料を算出します。

### 介護給付費の増加に伴い 介護保険料も増加

介護給付費は全国的に年々増加の一途を辿っており、本市においても例外ではありません。

当市でも高齢化が進み、要介護・要支援認定者数が増加しており、介護保険施設等の介護サービス基盤を新たに整備することとしています。

これらにより介護給付費が増加する見込みから、この費用にあてられる介護保険料を引き上げることとなりました。

改定により基準となる保険料は年額3万9600円(月額3300円)となります。

また、所得の低い人の負担能力に配慮した新2段階が設けられ、新たに6段階に区分されます。(表4)

### 急激な保険料の 増加を抑えます

これまで本人及び世帯非課税であった方が、税制改正に伴う老年者控除の廃止や年金控除の額の改定により、保険料段階が第4段階又は第5段階になる方に対して、急激な保険料の増加を抑えるため、激変緩和措置がとられます。

### 年度当初は仮の保険料です

年度当初は、保険料の算定基礎となる前年の合計所得等が確定していないため仮の保険料を納めていただくこととなります。

・特別徴収(年金からの天引き)

4・6・8月は平成18年2月と同じ額になりますが、仮徴収期(4・6・8月)の額と本徴収期(10・12・2月)の額が大きく増減すると予想される方は、6・8月の額が変更されます。

・普通徴収(個別に納付)

4・6月の保険料額は、平成17年度の市民税課税状況等にもとづく、平成18年度の保険料段階の6分の2の額となります。

### 保険料の正式決定は8月

保険料の決定は市民税が確定する6月を待って、8月に正式決定します。保険料確定後、普通徴収の方は8月以降の納期で、特別徴収の方は10月以降の納期で差額を調整し、個人あてに通知されます。

なお、4月1日の時点で年金を年間18万円以上受給している方は、10月以降の年金からの天引きとなります。

### 年金現況届けは忘れずに

年金の現況届けの提出を忘れると年金が一時停止されるため特別徴収ができなくなり、しばらくは普通徴収に変更されます。年金現況届けは忘れずに提出してください。

### 問い合わせ

市役所 税務課市民税係

☎ 63 5110



表4

保険料段階	年間保険料額 (割合)	対象者
第1段階	19,800円 (基準額×0.5)	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者
第2段階	19,800円 (基準額×0.5)	市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	29,700円 (基準額×0.75)	市民税非課税世帯で2段階以外の方
第4段階	39,600円 (基準額)	市民税課税世帯で本人非課税の方
第5段階	49,500円 (基準額×1.25)	市民税本人課税で合計所得金額が200万円未満の方
第6段階	59,400円 (基準額×1.50)	市民税本人課税で合計所得金額が200万円以上の方